

## 福島市自転車駐車場管理要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、良好な都市及び生活環境を維持するため、福島市が管理する都市基盤施設及び地域生活基盤施設である自転車駐車場（以下「駐車場」という。）について必要な事項を定めることにより、駐輪場を適正かつ効率的に管理し、駅前広場の美観及び周辺的生活環境を維持するとともに、駐輪場利用者の利便性を向上させることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 原動機付自転車 法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (3) 自動二輪車 法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車で、側車付きでないものをいう。
- (4) 自転車等 自転車、原動機付自転車及び自動二輪車をいう。

### (名称、位置等)

第3条 駐車場の名称、位置、収容台数及び駐車できる自転車等の区分は、別表のとおりとする。

### (供用時間)

第4条 駐車場の供用時間は、別表のとおりとする。

- 2 市長は、駐車場の管理上特に必要があると認める場合は、供用時間を変更することができる。

### (利用期間)

第5条 駐車場の1回の利用期間は、駐車場に自転車等を駐車した日から起算して7日以内とする。ただし、福島駅東口駅前通り買い物客自転車駐車場は、当日のみとする。

### (駐車の拒否)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、自転車等の駐車を拒否することができる。

- (1) 発火性又は引火性を有する物品その他危険な物品を積載しているとき。
- (2) 他の自転車等の駐車に支障となる物品を積載しているとき。
- (3) 著しく悪臭を発する物品を積載しているとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

### (禁止行為)

第7条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 指定された場所以外の場所に自転車等を駐車すること。
- (2) 他の自転車等の駐車を妨げること。
- (3) 駐車場の施設若しくは附帯設備又は駐車中の他の自転車等を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をすること。

- (4) 火気を使用すること。
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱す行為をすること。
- (6) 物品の販売等の営業行為をすること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(出車の指導)

第8条 市長は、駐車場に駐車している自転車等が第6条各号のいずれかに該当していると認めるとき又は駐車場を使用する者が前条の規定に違反したときは、当該使用する者に対し、駐車している自転車等を駐車場から出車させるよう指導することができる。

(供用の休止)

第9条 市長は、駐車場の補修その他管理上必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

(損害賠償)

第10条 駐車場を使用する者が、故意又は過失により駐車場の施設、設備等を汚損し、破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(免責)

第11条 駐車場において駐車場を使用する者に生じた災害その他の不可抗力による損害又は自転車等相互の接触若しくは盗難等による損害については、市は、その賠償の責めを負わない。

(自転車等の撤去)

第12条 市長は、必要に応じて、第5条に規定する利用期間を超えて駐車している自転車等(以下「長期放置自転車等」という。)の調査を行うものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、駐車場に長期放置自転車等があるときは、当該長期放置自転車等に警告書(様式第1号)を取り付けるものとする。

3 市長は、前項の規定により長期放置自転車等に警告書を取り付けたときは、当該取付日から起算して14日を経過してもなお警告書を取り付けた長期放置自転車等が移動されないときは、当該長期放置自転車等を撤去し、保管することができる。

(保管台帳)

第13条 市長は、前条の規定により長期放置自転車等を撤去し、保管したときは、当該長期放置自転車等について、長期放置自転車等保管台帳(様式第2号)を作成するものとする。

(公告事項等)

第14条 市長は、第12条の規定により長期放置自転車等を撤去し、保管したときは、次に掲げる事項について公告を行うものとする。

- (1) 撤去し、保管した長期放置自転車等が駐車してあった場所
- (2) 保管した長期放置自転車等の種別、型式、塗色、防犯登録番号、車体番号、その他当該長期放置自転車等を特定する事項
- (3) 長期放置自転車等を撤去し、保管した日
- (4) 保管した長期放置自転車等の保管場所
- (5) 保管した長期放置自転車等の返還を申し出る場所

2 市長は、前項の公告をしたときは、同項各号に掲げる事項について、当該長期放置自転車等を撤去した駐車場内に掲示するものとする。

(盗難車の照会)

第15条 市長は、撤去した長期放置自転車等を管轄する警察署長に盗難届の有無を照会し、該当する長期放置自転車等があった場合は、当該長期放置自転車等を管轄する警察署に提出しなければならない。

(処分)

第16条 市長は、第12条の規定により撤去し、保管した長期放置自転車等について、第14条第1項の規定による公告の日の翌日から起算して90日を経過してもなお当該長期放置自転車等を返還することができないときは、当該長期放置自転車等を処分することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年1月8日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に撤去した長期放置自転車等であって、施行日以後引き続き保管しているものは、この要綱の相当規定に基づきなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成27年3月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月30日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

名称	位置	収容台数	供用時間	駐車できる 自転車等の区分
あづま陸橋下自転車駐車場	栄町5先 (吾妻陸橋下空地)	900台	24時間	自転車 原動機付自転車 自動二輪車
さんかく広場南自転車駐車場	栄町17-1外	800台	24時間	自転車
曾根田駅南自転車駐車場	曾根田町12-2	300台	24時間	自転車
福島駅東口駅前通り買い物客自転車駐車場	栄町地内 (県道福島停車場線)	80台	10:00~ 20:00	自転車
福島市パセオ自転車駐車場	置賜町3-1	80台	24時間	自転車 原動機付自転車
平和通り地下自転車駐車場	本町地内 (国道13号地下)	240台	7:00~ 22:00	自転車
福島駅西口北自転車駐車場	三河南町2-103	603台	24時間	自転車 原動機付自転車 自動二輪車
福島駅西口駅前広場自転車駐車場	太田町183-4外	1,006台	24時間	自転車
福島駅西口南自転車駐車場	太田町178-1	68台	24時間	原動機付自転車 自動二輪車
東福島駅前自転車駐車場	宮代字段ノ腰地内	300台	24時間	自転車 原動機付自転車 自動二輪車
笹谷駅前自転車駐車場	笹谷字下成出13-3 外	73台	24時間	自転車

庭坂駅前自転車駐 車場	町庭坂字畑外 6 - 1 4	160 台	24 時間	自転車 原動機付自転車 自動二輪車
庭坂駅北自転車駐 車場	町庭坂字一本杉 1 - 9	20 台	24 時間	自転車
南福島駅前自転車 駐車場	永井川字壇の腰 1 - 2	410 台	24 時間	自転車 原動機付自転車 自動二輪車
伏拝バス停前自転 車駐車場	伏拝字畑田 1 - 6	74 台	24 時間	自転車 原動機付自転車 自動二輪車
金谷川駅前自転車 駐車場	松川町関谷字大窪 1	160 台	24 時間	自転車 原動機付自転車 自動二輪車
金谷川駅西口自転 車駐車場	松川町関谷字並木 1 2 5	90 台	24 時間	自転車 原動機付自転車
松川駅前自転車駐 車場	松川町字原 1 - 1 1	240 台	24 時間	自転車 原動機付自転車 自動二輪車
松川駅西口自転車 駐車場	松川町字中原 1 - 1	115 台	24 時間	自転車 原動機付自転車 自動二輪車
卸町駅自転車駐車 場	福島市鎌田字卸町 3 - 1	115 台	24 時間	自転車 原動機付自転車
福島学院前駅自転 車駐車場	福島市瀬上町字街道東 8 - 3	68 台	24 時間	自転車 原動機付自転車
瀬上駅自転車駐車 場	福島市瀬上町字桜町	24 台	24 時間	自転車 原動機付自転車
向瀬上駅自転車駐 車場	福島市瀬上町字南岩川 原	20 台	24 時間	自転車 原動機付自転車

様式第1号（第12条関係）

## 警告書

この車両は、相当長期間放置されていると認められますので、速やかに移動されるようお知らせします。

この警告書の取り付け後、14日経過後も移動されない場合は、福島市自転車駐車場管理要綱第12条に基づきこの車両を撤去します。

なお、撤去後、所定の保管期間を経過しても引き取りのない場合は、福島市自転車駐車場管理要綱第16条に基づき処分します。

令和 年 月 日

福島市長

整理番号 No. \_\_\_\_\_

整理番号 No. \_\_\_\_\_

